

令和2年度補助制度のご案内

馬路村では、活力に満ちた地域づくり、ゆとりある村づくりの施策として、次のとおりの補助制度を設けています。

【若者定住促進事業】

《Uターン奨励金》 担当:地方創性課 安養寺

- ① 本村に居住し、村内の中学校を卒業した者が、就職等に伴い村外に転出した後、定住の意志を持って本村に転入した場合
- ② 本村に20年以上居住していた父母又は祖父母がいる者が、定住の意志を持って本村に転入した場合
 - (1) 義務教育以下の子どもを含む家族の場合 1家族につき60万円
 - (2) 上記のほか、世帯主が50歳未満の家族の場合 1家族につき40万円

《結婚祝金》 担当:地方創性課 安養寺

結婚後、夫婦とも住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる夫婦に15万円の結婚祝金を贈ります。

《出産祝金》 担当:地方創性課 安養寺

本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる方が出産した場合、15万円の出産祝金を贈ります。

《チャイルドシート補助金》 担当:地方創性課 安養寺 ※子ども1人につき、2回まで補助申請ができます

6歳未満児の保護者（本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる方）を対象とします。補助金は購入金額の2分の1を原則とします。

ただし、上限額は次のとおりです。

- (1) チャイルドシート（乳幼児～4歳位） 30,000円
- (2) ジュニアシート（4歳～10歳） 5,000円

《入学祝金》 担当:地方創性課 安養寺

本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる方の同居の親族が、村内の小学校又は中学校に入学した場合、入学祝金として3万円を贈ります。

《起業奨励金》 担当:地方創性課 安養寺

村内に事業所を置いて新規事業を開始し、事業者（個人）又は代表者（法人）が村内に居住する場合に、月3万円を交付します。（5年間）

* 詳細については、各担当者までお問い合わせください。

総務課 TEL (8) 44-2111

健康福祉課 TEL (8) 44-2112

産業建設課 TEL (8) 44-2336

地方創性課 TEL 44-2277

【定住促進及び活性化事業】

●印の事業についての補助金額は20万円を限度とし、事業費の5分の2を補助します。

《快適な生活環境づくり》担当:地方創生課 安養寺

● 家の新增改築工事

(台所・便所・風呂の内、いずれか2つ以上の工事を伴う工事費を要した場合に限ります。)

- 合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所の改修工事
- 住宅の新築や増築を目的とする住宅用地の造成工事費
- 住宅の新築

(中学生以下の子を養育している者、若しくは50歳以下の者が、台所、風呂及び便所を有する延床面積65㎡以上の自らが居住する住宅の新築に対し、上限1,000万円の事業費に対して20%の補助)

《柚子の生産活動の活性化》担当:産業建設課 大田

● 搬出機械購入等への補助

(対象となる機械は、運搬車・管理機・歩行型草刈機・動力噴霧機・チェーンソーの5種類です。)

(注意) 通常の草刈機は、農協が柚子部会員に補助しています。)

- 田や畑、山等に柚子苗を新植するとき(1反あたり5万円を限度とします。)

《出会いサポート補助金》担当:地方創生課 安養寺

- 「高知で恋しょ!!マッチング」入会料への補助 8,000円上限
- 婚活イベント参加への補助 1回当たり2,000円上限

《在宅福祉補助金》担当:健康福祉課 木下

● 家の改造・改修工事

身体の障害のある方や高齢者の在宅生活を支援するため、家の改造・改修工事費への補助

【その他の事業】

《合併処理浄化槽設置の補助》担当:健康福祉課 西川

- 合併処理浄化槽設置に伴う国、県、村の定額補助
(5人槽332,000円・7人槽414,000円)

上記の快適な生活環境づくりに関する申請との併用申請が可能です。

《村単小規模事業》担当:産業建設課 森

- 生活環境及び生活基盤整備の促進を図る工事に対する補助金。対象となる工事は、コンクリート畦畔、生活道、農道、耕作道、作業道、農用水路、生活排水路です。

《木造住宅耐震化事業》担当:総務課 西岡

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された木造住宅への耐震に係る補助金
・耐震診断:全額補助(自己負担無し)・耐震設計:上限 305,000円
・耐震改修工事:上限1,250,000円・ブロック塀耐震対策:上限 600,000円

《地域活性化活動補助金》団体用 担当:地方創生課 木下

住民等が自発的に参加し、村の課題解決、地域づくりの推進、交流人口の拡大、教育又は福祉の増進、文化又はスポーツの振興その他村の活性化に寄与する事業に補助します。

会則等を有する5人以上の団体で、村の補助金以外で継続的に活動している又は今後活動する計画がある団体に対し、上限50万円、下限5万円の範囲内で活動費を補助。ただし、営利を伴うものは2分の1以内。